

「災害時における被災者へのゴルフ場の支援協力に関する協定」を締結しました

令和8年5月25日、中国5県と当連盟（別表一参加協力79クラブ）に於いて、災害時にゴルフ場を被災者支援の拠点として活用する協力協定を締結しました。

（於：岡山市）

本協定では、広域災害の発生に備え、状況に応じて以下の支援を行うことが定められています。

- クラブハウスの開放
- 飲料水の提供
- 浴場・食事場所等の提供
- 臨時ヘリポートの設置
- 自衛隊・警察・消防等の一時拠点としての活用

当日は、中国5県の知事が出席し、災害対応における官民連携の重要性、ならびに広域的な受け入れ体制の強化について認識を共有いたしました。

また、地域社会に根差したゴルフ場の特性を生かし、平時から行政との連携を深めていくことの意義についても、改めて確認する機会となりました。

本協定の趣旨に賛同いただいた会員クラブ79クラブの協力体制を基盤に、ゴルフ場が地域の安全・安心に貢献する社会的役割を着実に果たし、関係機関との連携を一層強化し、災害時に迅速かつ適切な支援が行える体制づくりを進めてまいります。



5 県知事、会長（写真中央）、各県ゴルフ協会会長（代理）